

掬

けやき

第106号

令和8年8月5日発行

一くらしに憲法を生かそうー
弁護士法人 けやき法律事務所
発行責任者／弁護士 武村 陽

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号
TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644
<http://www.keyaki-law.gr.jp/>

暑中
お見舞い
申し上げます

三島町只見線

／ 雑感 ／ (Legal Counseling)

弁護士 武村 陽

弁護士が日常行う「法律相談」は英訳するとリーガルカウンセリングと呼ばれる。

AIが広まりをみせるなか、様々な業務がAIに代替されるのではないかと危惧されています。

我々弁護士の仕事は非常に人間臭いものであり、AIに代替されることはないだろう、カウンセリングだもの：と思っていました。

しかし、先日「悩みごとの相談相手として最も利用されるのは、家族でも友人でもなく（ましてや弁護士ではなく）、AIである」という記事に接しました。

我々が一番代替されなれないと思っていたカウンセリング分野でさえ、AI利用が進んでいるのです。

たしかに、AIなら、時間や内容を気にせず相談でき、気軽なのでしょう。法律事務所も岐路に立たされているのかもしれない。

AIに負けない、心のこもった対応を心掛けなければならないと改めて感じさせられる記事でした。

〈日本国憲法 第9条〉

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。二前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

はじめに

弁護士 武村 陽

一九四七年五月三日に日本国憲法が施行されてから間もなく80年となります。

日本はこの約80年の間に過去の反省のもと、戦争をしない平和国家としての歩みを進めてきました。ところが、日本が平和国家であるための中心として位置づけられてきた憲法9条が変えられようとしています。

周辺国からの脅威に対抗するためには9

条を変えなければならない、80年も変更しな

かったのだから時代遅れの憲法になっているとの意見もきかれますが、本当にそうなのでしようか。今回、憲法変更（改正ではなく）について立ち止まって考えるため、県内の有識者の方々から「今こそ憲法9条を考えよう」と題して寄稿していただきました。

憲法施行から間もなく80年、変えるべきは憲法9条なのか、改めて考えるきっかけにしたいだけだと思います。

今こそ憲法9条を考えよう



福島大学名誉教授・
福島県九条の会共同代表
今野 順夫 様

長期に政権に就いている自由民主党が、保守合同により結党されたのは、一九九五年十一月である。その「政綱」には、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかる」との文言がある。これ以来、一貫して、自由民主党は、日本国憲法は「押し付け憲法」であり、「自主憲法」を制定すべきことを主張し続けてきた。その中心目標は、戦争放棄・戦力不保持を定める「憲法9条」の改廃である。

しかし、一九四七年五月三日の日本国憲法施行から79年が過ぎ、日本国憲法の公布から80年になろうとしている日本国憲法は、戦前の大日本帝国憲法（明治憲法）の50数年の施行に比しても長く、国民の支持が高い。また、「押し付け憲法」論も、事実上反している。

マッカーサーによって押しつけられたのは、敗戦後も、「天皇制護持」を譲らない当時の政府である。マッカーサーによって提案された憲法案は、鈴木安蔵（南相馬小高出身）らの憲法研究会の民間の草案の影響が大きい。また当時の帝国議会における憲法論議では、鈴木義男（白河出身）等の主張が現在の日本国憲法制定に大きな役割を果たした。福島県出身の二人の鈴木氏が、現行憲法の実現に大きな力を果たしたことは、福島県民としては誇りである。

私は、労働法を専攻してきたため、日本国憲法28条（労働基本権保障）への関心が強い。28条は、一九四七年五月三日施行の日本国憲法によって明記された。しかし、戦後の労働組合法（旧労働組合法）は、日本民主化政策の一環として、勤労者の労働基本権を初めて保障したもののだが、一九四五年の敗戦直後に制定されている。一九四五年十二月に成立・公布され、一九四六年三月一

日に施行された。日本国憲法や労働基準法の制定に先行して施行された。

日本軍国主義の復活を阻止するためには、労働者や市民の民主主義的権利の確立が必要だという認識を、世界の民主主義的な世論が後押ししたものと思う。

戦争の背景には、国民の民主主義的権利の抑圧がある。我が国において、戦前の侵略戦争を抑えることができなかったのは、まさに国民の民主主義的な権利の否定だったと思う。

ロシアが、ウクライナに侵攻した時、モスクワの放送局の職員が、「戦争反対」のプラカードを持って、画面の後ろに出ていた。そこに、戦争を止めさせる希望を観たが、現実はなかなか難しかった。戦争に反対する国内の運動が、大きな戦争を止めさせる力になるはずだが、徹底した弾圧によって、困難だった。日本も、戦争に反対する労働組合を抑圧し、治安維持法等によって、反戦の運動・意見を抑えて、侵略の道を突き進んだ。

日本は、憲法9条を壊し、戦争への道を進もうとしているが、必ず、それに反対する市民を抑圧する体制が強化される。現在、日本でも、スパイ防止法の制定策動、国旗損壊罪の制定、国家情報会議法の制定など、着々と市民の権利の抑圧の体制が作られ、または準備されている。国内の民主主義勢力の運動を抑えることが、戦争への道の第一歩であることは言うまでもない。戦争を抑止するためにも、国民の民主主義的権利を抑圧する法体制確立の策動を重視して、反対運動を展開していかなければならない。

憲法改正は、最終的には、選挙権を有する国民の投票（有効投票の過半数）によって決せられる。いまこそ、各市町村、地域、職域などに結成されている九条の会の運動が、正念場を迎えている。福島県九条の会も、市町村等の会と連携して、県内のあらゆる地域等で、署名活動・講演会等を進め、憲法改悪を阻止のために全力をあげていきたい。

憲法9条



今こそ憲法9条を考える



郡山市議会議員
遠藤 隆 様

いま、国会では、緊急事態条項の新設を含む憲法改正の議論が急速に進んでいます。災害対応を理由としながらも、国会の権限を大きく制限し、内閣に強い権限を集中させる仕組みが検討されていることは、私たちの暮らしや権利に直結する重大な問題です。だからこそ、立憲主義の原点に立ち返り、憲法が果たしてきた役割を改めて見つめ直す必要があります。

憲法9条は、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという国民の強い願いから生まれました。国際情勢が不安定さを増す今こそ、武力に頼るのではなく、対話と外交を重んじる姿勢を示すことが、日本の平和と安全を守る道だと考えます。軍備の拡大が不安を呼び、緊張を高める例は、歴史が何度も示してきました。

平和を支える力は、軍事力だけではありません。地域のつながりや支え合い、そして民主主義を大切にする市民の声こそが、社会を安定させる土台です。憲法9条の理念を、未来を担う世代にどう引き継ぐのか。今こそ、一人ひとりが立ち止まり、共に考えるときではないでしょうか。

今、憲法9条を考える



郡山地域の戦争と
平和を考える会
伊藤 洋 様

高市政権は、今年の自民党大会で「来年の大会までには、改憲にメドをつけた」と公言しました。加えて、戦争できる国づくりに邁進しています。

高市政権が言う会見の本丸は憲法9条です。9条は日本が戦前に多くの犠牲者を出したことへの反省から生まれ、もう二度と戦争はしません、軍隊も持ちませんと世界に宣言し、誓ったものです。結果、戦後81年間日本は一人の犠牲者も出ませんでした。

「戦争か平和か」の厳しい歴史的岐路に立つ今だからこそ、憲法9条を守り生かす声を上げ、行動しましょう。



第47回憲法を考える郡山市民のつどい

4月に政府は大軍拡予算を成立させ、閣議決定で「防衛装備移転3原則」の見直しを行い、殺傷兵器の海外輸出を可能にしました。軍需産業を成長産業に位置づけ、「継戦能力」の向上をはかるとしました。自民党大会で高市総裁が「時はきた」、「来年の党大会は改憲発議に目途をつけて迎える」と発言し「君が代」斉唱を自衛隊員に行わせる諸行に多くの国民が目を見張りました。

そんな中、今年の憲法を考えるつどいは、福島大学の金井光生教授に、「『力による平和』か『対話による平和か』」と題して講演頂きました。

中心となったのは、福島県出身の二人の鈴木、つまり小高出身の鈴木安蔵と白河出身の鈴木義男が貢献した日本国憲法の成立についてです。鈴木安蔵起草による憲法研究会「憲法草案要綱」などがGHQ草案に影響を与えたこと、また鈴木義男(当時帝国議会議員)らが9条や25条(生存権)を含む現行憲法成立に貢献したことが紹介されました。

憲法前文に示された「平和的生存権」と関連し、日露戦争時に「最初の良心的兵役拒否者」として投獄され、のちにキリスト教牧師として活動された旧山都町(現喜多方市)出身の矢部喜好の言動も紹介されました。これら福島県出身者の示した憲法の理念、現憲法成立の意義をふまえ、権力の都合で憲法を変えさせない取り組みが今年の課題であることを心に刻むことが出来ました。

憲法を考える郡山市民のつどい実行委員
郡山地方労働組合総連合事務局長

草野 芳明 様



事務所移転のお知らせ 9/17~(予定)

この度、事務所を下記のとおり移転する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

これを機に、所員一同、気持ちを新たにさらなるリーガルサービスの向上に努める所存です。今後ともよろしくお願い致します。

なお、移転作業のため旧事務所での営業は、9月11日(金)まで、新事務所での営業は、9月17日(木)からを予定しております(9月14日~16日はお電話がつながりづらい状況となります)。

【移転先】

〒963-8025
福島県郡山市桑野一丁目21番17号
桑野共栄ビル1階A号室
TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644
※電話番号及びFAX番号ともに変更はありません。

新事務所のご案内



市民講座のご案内

今年も『くらしの法律講座』を開催します!

誰もが直面する身近な問題として最も関心の高い『相続』、『遺言』をテーマに開催します。講座は無料で行なわせていただいております、事前予約も不要です。皆様お問い合わせの上、お気軽にご参加下さい。



【テーマと日時・会場】

第1回 『相続』

日時・・・9月24日(木)午後2時~午後3時30分
会場・・・郡山市立中央公民館 第1講義室

第2回 『遺言』

日時・・・10月5日(月)午前10時~午前11時30分
会場・・・郡山市立中央公民館 第2講義室

【講師】弁護士 齊藤 正俊

弁護士法人

けやき法律事務所

初回相談料無料

所長 弁護士 武村 陽 弁護士 安藤 ヨイ子
弁護士 齊藤 正俊

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

相談 予約 ホームページ・LINEから24時間受け付けておりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

ホーム
ページ



LINE



※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。